（国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成二十三年国土交通省令第二号）の一部を次のように改正する。

第六条第九号中「第八条の二第十一項」を「第八条の二第九項」に改める。

第七条第一号中「サービス付き高齢者向け住宅」を「縮尺、方位並びにサービス付き高齢者向け住宅及び第十一条第一号の規定により同号イ及びロに掲げる者のいずれかが常駐する場所」に改める。

第十一条中「次のとおり」を「次に掲げるもの」に改め、同条第一号中「イ及びロに掲げる者」を「次のイ及びロに掲げる者」に、「隣接する」を「隣接し、若しくは近接する」に改め、同号ロ中「看護師」の下に「、准看護師」を加え、同条第二号中「前号イ又はロに掲げる者」を「第一号イ及びロに掲げる者のいずれか」に、「隣接する」を「隣接し、若しくは近接する」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二　前号の状況把握サービスを、各居住部分への訪問その他の適切な方法により、毎日一回以上、提供すること。

三　第一号の規定により同号イ及びロに掲げる者のいずれかがサービス付き高齢者向け住宅の敷地に近接する土地に存する建物に常駐する場合において、入居者から居住部分への訪問を希望する旨の申出があったときは、前号に規定する方法を当該居住部分への訪問とすること。

別記様式第一号別紙の2．中「（法人にあっては主たる事務所）」を「（法人にあっては主たる事務所の所在地）」に改め、同別紙の6．中

特定施設入居者生活介護事業者	□指定を受けている　□指定を受ける予定はない　事業所の（　　）

を

特定施設入居者生活介護事業所	□指定を受けている　□指定を受けていない　介護保険事業所番号（　　）
地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	□指定を受けている　□指定を受けていない　介護保険事業所番号（　　）
介護予防特定施設入居者生活介護事業所	□指定を受けている　□指定を受けていない　介護保険事業所番号（　　）

に改め、同別紙の7．中

住　所	（郵便番号　　）
修繕計画	計画策定の有無　□あり　□なし
	大規模修繕の実施予定　（　　頃実施予定）
	その他計画的な修繕予定

を

住　所（法人にあっては主たる事務所の所在地）	（郵便番号　　）
修繕計画	計画策定の有無　□あり　□なし
	大規模修繕の実施予定
	その他計画的な修繕予定

に改め、同別紙の8．を次のように改める。

8．サービス付き高齢者向け住宅と併設される高齢者居宅生活支援事業を行う施設（該当する場合のみ）

施設の名称	提供されるサービスの概要	事業所の場所
		□同一の建築物内 □同一の敷地内 □隣接する土地
		□同一の建築物内 □同一の敷地内 □隣接する土地
		□同一の建築物内 □同一の敷地内 □隣接する土地

別記様式第一号別紙の9．中「住所」を「所在地」に改め、同様式別添4の1．を次のように改める。